

電子定款の認証嘱託に必要な書類，費用

- 1 発起人Aが電子定款を作成し，同人が定款の認証嘱託をする場合，Aの印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの，以下同じ。）と実印（又は自動車運転免許証等）。
 - 2 発起人Aが定款を作成し，代理人Bに定款の認証嘱託を委任する場合，①AのBに対する定款認証嘱託委任状（Aの実印を捺印）とAの印鑑登録証明書，②Bの印鑑登録証明書と実印（又は自動車運転免許証等）。なお，①の代わりに電子委任状が利用できます。
 - 3 発起人Aが代理人Cに定款の作成を委任し，Cが定款の認証嘱託を行う場合，①AのCに対する定款作成等委任状（Aの実印を捺印。同委任状に定款を添付しAの実印で契印。）とAの印鑑登録証明書，②Cの印鑑登録証明書と実印（又は自動車運転免許証等）。
 - 4 発起人Aが代理人Cに定款の作成を委任し，Cが代理人Dに定款の認証嘱託を委任する場合，①AのCに対する定款作成等委任状（Aの実印を捺印。同委任状に定款を添付しAの実印で契印。）とAの印鑑登録証明書，②CのDに対する定款認証嘱託委任状（Cの実印を捺印）とCの印鑑登録証明書，③Dの印鑑登録証明書と実印（又は自動車運転免許証等）。なお，②の代わりに電子委任状が利用できません。
 - 5 発起人会社Eが代理人Fに定款の作成を委任し，Fが代理人Gに定款の認証嘱託を委任する場合，①EのFに対する定款の作成等委任状（Eの実印を捺印。同委任状に定款を添付しE実印で契印。）とEの登記事項証明書（現在事項全部証明書等，発行後3か月以内のもの）と代表者の印鑑証明書，②FのGに対する定款の認証嘱託委任状（Fの実印を捺印）とFの印鑑登録証明書，③Gの印鑑登録証明書と実印（又は自動車運転免許証等）。なお，②の代わりに電子委任状が利用できます。
 - 6 記録媒体（フロッピーディスク，CD-R，CD-RW又はUSBメモリ）
 - 7 定款認証手数料5万円
 - 8 定款の謄本交付手数料2000円程度（用紙1枚につき250円）
- 以上